相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市相浦町二三六番地、最後の住所長崎県大村市東大村二丁目一六一六番地二慈恵荘　被相続人　亡　浅利ひさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日

長崎県東彼杵郡川棚町下組郷三七四番地一シャーメゾン平島Ｅ棟一〇二号室

相続財産清算人　司法書士　岩本　義弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡北谷町字桑江六三番地、最後の住所沖縄県中頭郡北谷町字北前二五二番地　被相続人　亡　知念　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十二日

沖縄県沖縄市松本五丁目一九番二号島袋ビル二〇二　相続財産清算人　郷原　隆

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　愛知県半田市新野町二丁目五番
二　供託所　名古屋法務局半田支局
三　供託番号　令和八年度金第六十九号
四　供託金額　九五、二四二円
五　裁判所　名古屋地方裁判所半田支部
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和七年（チ）第三号

令和八年八月十二日

愛知県常滑市北条三丁目一二六番地栄プラザ関ビル二Ｃ号弁護士法人とこなめ法律事務所

所有者不明土地管理人　弁護士　伊藤　真悟

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　八木　英子
　従来の住所　栃木県宇都宮市大寛二丁目六番一〇号
　生年月日　昭和七年四月三十日
二　供託所　宇都宮地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第三五三号
四　供託金額　六、〇三九、九七四円
五　裁判所　宇都宮家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和四年（家）第一〇〇〇八号

令和八年八月十二日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番三二号ミユキビル四階　伊澤正之法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　阿久津　陽

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　綱島　権平
　本籍　不明
　住所　不明
　生年月日　不明
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第一六六五五号
四　供託金額　四、一一四、八二三円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第七〇九一六号

令和八年八月十二日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階　田辺総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　上中　綾子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　綱島平五郎
　本籍　不明
　住所　不明
　生年月日　不明
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第一六六五六号
四　供託金額　四、一一四、五二八円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第七〇九一五号

令和八年八月十二日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階　田辺総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　上中　綾子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　平澤　寛之
　従来の住所　ブラジル以下不詳
　生年月日　昭和五十八年七月二十三日
二　供託所　横浜地方法務局西湘二宮支局
三　供託番号　令和八年度金第二四四号
四　供託金額　一、七八八、一〇四円
五　裁判所　横浜家庭裁判所小田原支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第二〇二八号

令和八年八月十二日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号ＭＡＮＡＸビル五階

不在者財産管理人　八木下美帆

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　田代　宗房
　住所　佐賀県伊万里市大川町川西一五八五番地
　生年月日　昭和四十六年三月二十日
二　供託所　和歌山地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第二一四号
四　供託金額　十一万五百六十円
五　裁判所　和歌山家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第一一五九号

令和八年八月十二日

和歌山市六十谷七四九番地六　清水ビル二階

不在者財産管理人　司法書士　髙橋　秀卓

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　柴﨑美代子
　最後の住所　東京都豊島区高田三丁目三七番一七号　山吹の里
　生年月日　昭和十一年六月十五日
　死亡年月日　令和七年五月十八日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第一六六六〇号
四　供託金額　一、九六八、九一五円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第七五一一号

令和八年八月十二日

東京都新宿区新宿一丁目九番五号新宿御苑さくらビル三階

相続財産管理人　弁護士　髙見智恵子

無縁墳墓等改葬公告

このたび、宗教法人浄教寺を解散するにあたり、墓地を廃止することとなったため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年八月十二日

一　墳墓等所在地　愛知県岡崎市恵田町東前田七番地
一　墳墓等の名称　浄教寺墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一　改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市奥殿町字寺屋敷一一九番地　宗教法人浄教寺　代表役員代務者　雪吹　祖遵

第33期決算公告　令和８年６月24日

宮城県加美郡色麻町四竈字大原283番地の２

ＪＡ全農ラドファ株式会社

代表取締役社長　風祭　英二

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	620,775
	固定資産	454,914
	合計	1,075,689
負債及び純資産の部	流動負債	893,063
	固定負債	1,843,731
	株主資本	△1,661,105
	資本金	30,000
	利益剰余金	△1,691,105
	利益準備金	5,030
	その他利益剰余金	△1,696,135
	（うち当期純損失）	（1,786,979）
	合計	1,075,689